

最高裁秘書第3166号

令和6年11月21日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮詢について（通知）

10月11日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

最高裁判所で歓迎行事を実施する場合に利用している飲食店その他の業者のリスト（秘書課が作成したもの）

（担当）秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）